7　容器包装の主要な面の数が一である場合における第三項及び第四項の適用、容器包装に別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる文言を表示することが困難な場合における前項の適用並びに容器包装の主要な面が容易に識別できない場合及び最小容器包装がない場合における別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる文言の表示の取扱いについては、別に財務大臣が定めるところによる。

8　会社又は特定販売業者は、一の容器包装に、別表第一に掲げる文言の二以上又は別表第二に掲げる文言の二以上（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこに限る。）を表示する場合には、当該二以上表示する文言を同一のものとしてはならない。

9　会社又は特定販売業者は、別表第一に掲げる文言のそれぞれ及び別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては、別表第一及び別表第二に掲げる文言のそれぞれ）を表示した容器包装の数が、一年（葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては二年）を通じ、紙巻等たばこの品目ごと及び第三項各号に掲げる容器包装ごとに、おおむね均等となるようにしなければならない。

10　会社又は特定販売業者は、別表第四に掲げる文言を、第三項各号に掲げる容器包装（品質のばらつきが大きいこと等によりタール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻等たばこに係るものを除く。）ごとに、明瞭に、当該容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示しなければならない。この場合において、表示に用いる文字の色は、白色又は黒色のうち、当該文字がより明瞭に判別できる色でなければならない。

［項を削る。］

11　［略］

（誤解を生じさせないために表示する文言）

第三十六条の二　会社又は特定販売業者は、「low tar」、「light」、「ultra light」、「mid」その他の紙巻等たばこの消費と健康との関係に関して消費者に誤解を生じさせるおそれのある文言を容器包装に表示する場合は、消費者に誤解を生じさせないために、当該容器包装を使用した紙巻等たばこの健康に及ぼす悪影響が他の紙巻等たばこと比べて小さいことを当該文言が意味するものではない旨を明らかにする文言を、当該容器包装に表示しなければならない。

2　前項の規定により表示される文言は、前条第三項各号に掲げる容器包装ごとに、次の各号に掲げるところにより、明瞭に、当該容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示されなければならない。

一　「〇〇」の表現は、健康への悪影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。」と表示し、「〇〇」には、前項に規定する「low tar」、「light」、「ultra light」、「mid」その他の紙巻等たばこの消費と健康との関係に関して消費者に誤解を生じさせるおそれのある文

7　容器包装の主要な面の数が一である場合又は容器包装の主要な面が容易に識別できない場合その他の容器包装に別表第一及び別表第二に掲げる文言を表示することが困難な場合における第三項、第四項及び第六項の適用については、別に財務大臣が定めるところによる。

8　会社又は特定販売業者は、一の容器包装に、別表第一に掲げる文言のうち二以上又は別表第二に掲げる文言のうち二以上を表示する場合には、当該二以上表示する文言を同一のものとしてはならない。

9　会社又は特定販売業者は、別表第一及び別表第二に掲げる文言のそれぞれを表示した容器包装の数が、年間を通じ、紙巻等たばこの品目ごと及び第三項各号に掲げる容器包装ごとに、おおむね均等となるようにしなければならない。

10　会社又は特定販売業者は、別表第三に掲げる文言を、第三項各号に掲げる容器包装（品質のばらつきが大きいこと等によりタール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻等たばこに係るものを除く。）ごとに、明瞭に、当該容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示しなければならない。

11　会社又は特定販売業者は、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみたばこ、かぎたばこ及び法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品について第二項から第九項までの規定を適用する場合においては、別に財務大臣が定める文言をもつて別表第一及び別表第二に掲げる文言に代えることができるとともに、別に財務大臣が定めるところによりこれを表示することができる。

12　［同上］

（誤解を生じさせないために表示する文言）

第三十六条の二　会社又は特定販売業者は、「low tar」、「light」、「ultra light」又は「mid」その他の紙巻等たばこの消費と健康との関係に関して消費者に誤解を生じさせるおそれのある文言を容器包装に表示する場合は、消費者に誤解を生じさせないために、当該容器包装を使用した紙巻等たばこの健康に及ぼす悪影響が他の紙巻等たばこと比べて小さいことを当該文言が意味するものではない旨を明らかにする文言を、当該容器包装に表示しなければならない。

2　前項の規定により表示される文言は、前条第三項各号に掲げる容器包装ごとに、明瞭に、当該容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示されなければならない。

［号を加える。］